

「浄化槽技術研究会」入会のご案内

「浄化槽技術研究会」は、公益財団法人日本環境整備教育センターが創立 20 周年と浄化槽法施行満 1 周年を記念して、昭和 61 年 11 月に設立された研究会です。

当研究会は、浄化槽関係技術者ならびに行政担当者、関係団体等に所属されている方々にご入会いただき、現場で経験する技術上の問題点や研究成果等の情報交換を行い、浄化槽技術の発展及びその普及を図ることを目的としています。

<会員の特典>

1. 浄化槽に関する唯一の情報誌である「月刊浄化槽」を毎月送付いたします。

浄化槽行政や技術関連の最新情報のほか、様々な特集やエッセイ等を掲載し、楽しみながら読んでいただける内容となっています。しかも、通常の年間購読でお申し込みいただいた場合と比べて1年間で2,000円分お得です。

2. 毎年開催している「全国浄化槽技術研究集会」に自由に参加していただけます。

特別講演・シンポジウム・研究発表では豊富な知識が得られ、会員相互の交流を深める為にも大変有意義な場です。また、研究発表や事例発表の応募もしていただけます。

3. 当センター主催の「実務セミナー」を会員特別価格で受講していただけます。

4. 当センター発行の書籍各 1 冊に限り、定価の 1 割引にてご購入いただけます。

5. 浄化槽に関する技術的な質問や相談に応じさせていただきます。

電話はもちろんのこと、Fax や e-mail でのお問い合わせも受け付けます。その際は、会員番号を明記して下さい。

6. 教育センターHP内において、会員限定の情報提供サイト「会員専用ページ」をご利用いただけます。（*利用にあたっては、HP上での登録（無料）が必要です。）

※ 入会受付は随時行っておりますので、入会を希望される方は、別紙の「入会申込書」にて

お申し込み下さい。

当研究会の年会費は、4月入会から3月までの1年分とし、年度末までに次年度分の継続手続きをしていただきます。4月以降にご入会の場合は、「月刊浄化槽」4月号から入会月までのバックナンバーをまとめてご送付いたします。

〒130-0024 東京都墨田区菊川2丁目23番3号

公益財団法人日本環境整備教育センター

企画情報グループ

Tel 03-3635-4884 Fax 03-3635-4886

<http://www.jeces.or.jp> e-mail : kikaku@jeces.or.jp

公益財団法人日本環境整備教育センター 浄化槽技術研究会規程

(目 的)

第1条 浄化槽技術研究会（以下「研究会」という。）は、浄化槽の普及を促進し、浄化槽に関する工事及び維持管理の適正化により健全な水環境を構築し、地域における生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与し、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

(事 業)

第2条 研究会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 全国浄化槽技術研究集会、研究会等を開催すること。
- (2) 浄化槽の適正な施工及び維持管理の向上を図ること。
- (3) 浄化槽の法定検査の推進を図ること。
- (4) 浄化槽に関する普及・啓発を図ること。
- (5) 浄化槽に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (6) 浄化槽に関する国際交流の推進を行うこと。
- (7) その他、研究会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(会 員)

第3条 研究会の会員は、個人会員、特別会員及び賛助会員とする。

- (1) 個人会員は、研究会の目的に賛同して入会した浄化槽関係技術者及び指定検査機関に在職する者等とする。
- (2) 特別会員は、研究会の目的に賛同して入会した国及び地方公共団体の浄化槽担当者等及び浄化槽について学識経験を有する者（但し理事長が依頼する者）とする。
- (3) 賛助会員は、研究会の目的に賛同して入会した法人及び団体とする。

(会 費)

第4条 会費は次のとおりとする。

- (1) ア.個人会員 10,000円/年
イ.賛助会員 100,000円/年（1口20,000円/年、5口以上/年）
- (2) 会費の納入は1年毎に行うこととする。
- (3) 加入時の納入は会計年度当初から終了までの1年分とする。

(入 会)

第5条 研究会に加入しようとする者は、所定の加入申込書を提出し、加入の承認を受けることとする。但し、学識経験を有する者を除く。

(退 会)

第6条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究会から退会させるものとする。

- (1) 会員としてふさわしくない行為を行ったとき。
- (2) 会費を1年以上滞納したとき。
- (3) 会員が退会を申し出たとき。
- (4) 死亡したとき。

2 会員が退会した場合には、既に納入した会費は返納しない。なお、未納分のあるときは、退会するまでの会費を完納させるものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 研究会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後6ヶ月以内に、会員に報告するものとする。

(会計年度)

第8条 研究会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務処理)

第9条 研究会の事務を処理させるため、教育センター事務局組織規程第10条第1項に基づき、企画情報グループ企画担当チームが研究会事務を所掌する。

(委員会)

第10条 研究会の目的及び事業を達成するために必要に応じて、委員会を設けることができる。

2 委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

